

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月21日（令和6年（行情）諮問第1282号及び同第1283号）

答申日：令和8年5月13日（令和8年度（行情）答申第109号及び同第110号）

事件名：「そうび」の一部開示決定に関する件
「そうび」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、「文書1」及び「文書2」を併せて「本件対象文書1」といい、「文書3」及び「文書4」を併せて「本件対象文書2」といい、「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」を併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年1月29日付け防官文第1362号、同年8月2日付け同第17878号、同年4月8日付け同第8619号及び同年8月2日付け同第17879号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1に係るもの。諮問第1282号）

ア ないしか（略）

(2) 審査請求書2（原処分2に係るもの。諮問第1282号）

ア ないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク (略)

他に文書がないか確認を求める。

(中略)

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

(3) 審査請求書3 (原処分3に係るもの。諮問第1283号)

アないしカ (略)

(4) 審査請求書4 (原処分4に係るもの。諮問第1283号)

アないしエ (略)

オ 上記(2)オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記(2)クと同旨。

ケ (略)

(5) 意見書 (原処分2に係るもの。諮問第1282号)

以下の箇所については開示可能である。

No. 210の11枚目の以下の不開示箇所は筆者の所属であるが、その上記で補給本部通信電子部と明らかにされているので、不開示にする必要はない。

(以下略)

3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について (諮問第1282号)

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1及び文書2 (本件対象文書1) を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年1月29日付け防官文第1362号により、本件対象文書1のうち、文書1の表紙及び目次並びに文書2の表紙及び目次について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分 (原処分1) を行った後、同年8月2日付け同第17878号により、本件対象文書1のうち、文書1 (表紙及び目次を除く。) 及び文書2 (表紙及び目次を除く。) について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分2) を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし番号15のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしカ (略)

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号、3号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク及びケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について(諮問第1283号)

(1) 経緯

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3及び文書4(本件対象文書2)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年4月8日付け防官文第8619号により、本件対象文書2のうち、文書3の裏表紙及び文書4の裏表紙について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分3)を行った後、同年8月2日付け同第17879号により、本件対象文書2のうち、文書3(裏表紙を除く。)及び文書4(裏表紙を除く。)について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 法5条該当性について

原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし番号15のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしオ (略)

カ 上記1（3）キと同旨（ただし、「原処分2」とあるのは「原処分4」、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。）。

キ及びク （略）

ケ 上記1（3）コと同旨（ただし、「本件対象文書1」とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。）。

コ 上記1（3）サと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」とあるのは「原処分3及び原処分4」と読み替える。）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月21日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1282号及び同第1283号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年12月6日 審議（同上）
- ④ 令和7年1月7日 審査請求人から意見書を収受（令和6年（行情）諮問第1282号）
- ⑤ 令和8年5月7日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第1282号及び同第1283号）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

なお、各諮問において、諮問庁は全部開示した原処分1及び原処分3に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、航空自衛隊補給本部が編集・発行を行い、原本の

保存・管理を行っている「そうび」である。

イ 本件請求文書1に係る開示請求書には、「『そうび』No. 210以降の全て」と記載されていることから、本件開示請求1の受付時点（令和5年11月29日）において保有する「そうび」を本件対象文書1として特定した。

ウ 本件請求文書2に係る開示請求書には、「『そうび』No. 210以降の全てのうち防官文第1362号（2023.11.29一本本B1821）で残りの部分とされた全て」及び「2023.11.29一本本B1821の後に作成されたもの全て」と記載されていることから、防官文第1362号（2023.11.29一本本B1821）（本件開示請求1に係る先行決定通知書の番号及び開示請求受付番号を指す。）の開示決定通知書で残りの部分とされた後行決定文書及び開示請求受付日の翌日である令和5年11月30日から本件開示請求2の受付日である令和6年2月6日までに作成した文書を求めているものと解し、「そうび No. 210」及び「そうび No. 211」の表紙及び目次を除く部分を本件対象文書2として特定した。

本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

エ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)イ及びウの本件対象文書の特定方法に問題はない上、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)ウの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、上記(1)エの探索方法等についても、特に問題があるとはいえない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 個人情報について

別表の番号5及び番号8に掲げる不開示部分並びに番号7に掲げる不開示部分の一部には、記事を寄稿した自衛隊員の着任時期が記載されていると認められる。

当該部分は、氏名等の記載とあいまって、記事全体が一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該自衛隊員の氏名等は原処分において開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、別表の番号7に掲げる不開示部分は、法5条3号について判断するまでもなく、当該部分は同条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 自衛隊の編成及び運用に関する情報について

別表の番号6、番号9及び番号12に掲げる不開示部分並びに番号2、番号4、番号7及び番号13ないし番号15に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の編成及び運用に関する情報が記載されていると認められる。このうち、番号2に掲げる不開示部分には、組織の名称の詳細が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、別表の番号7に掲げる不開示部分は、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 自衛隊の装備品に関する情報について

別表の番号3及び番号11に掲げる不開示部分並びに番号2、番号4及び番号13ないし番号15に掲げる不開示部分の一部には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすると自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 他国に関する情報について

別表の番号14に掲げる不開示部分の一部には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 行政事務に関する情報について

ア 別表の番号1及び番号10に掲げる不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

番号1及び番号10の不開示部分は、筆者の認識に基づく記載と考えられる。

番号1の不開示部分には、航空機の損傷を修理（戦闘損傷修理）す

る整備器材の態勢整備のきっかけとして特定地域に関する記載があるが、これを公にすると、戦闘損傷修理の整備であることから当該地域が戦闘地域であると誤解されるおそれがあり、自衛隊への反対運動が起こるなど自衛隊の航空機の損傷を修理する任務の遂行に係る事務に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

番号10の不開示部分には、特定の事柄について事実であるかのような記載があるが、主管部署において当該事実を確認できる文書が残っておらず、これを公にすると真偽不明な情報が正しい情報であるとの誤解を招き、防衛省の会計事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ 上記アの諮問庁の説明を踏まえると、当該部分には、筆者の見解に基づく情報が記載されていることがうかがわれる。

これを公にすることにより、特定地域に関する状況及び真偽不明な情報について誤解を招く可能性があり、自衛隊の任務遂行に係る事務に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1

『そうび』No. 210以降の全て。

(2) 本件請求文書2

『そうび』No. 210以降の全てのうち防官文第1362号(2023.11.29一本本B1821)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.11.29一本本B1821)の後に作成されたもの全て。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1

文書1 そうび No. 210

文書2 そうび No. 211

(2) 本件対象文書2

文書3 そうび No. 210 (表紙及び目次を除く。)

文書4 そうび No. 211 (表紙及び目次を除く。)

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1 文書 3	2 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2	文書 1 文書 3	1 1 枚目の一部	自衛隊の編成及び装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1 文書 3	1 2 枚目、1 3 枚目、1 8 枚目、4 5 枚目、4 6 枚目及び 4 8 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 1 文書 3	1 6 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目、4 9 枚目、5 0 枚目及び 5 1 枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
5	文書 1	2 0 枚目及び 4 7 枚目の	個人に関する情報であり、特定

	文書 3	それぞれ一部	の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6	文書 1 文書 3	35枚目ないし37枚目、52枚目及び63枚目ないし65枚目のそれぞれ一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7	文書 1 文書 3	39枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条1号及び3号に該当するため不開示とした。
8	文書 2 文書 4	9枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため

			不開示とした。
9	文書2 文書4	13枚目、19枚目、23枚目、58枚目、61枚目及び62枚目のそれぞれ一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書2 文書4	28枚目及び29枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
11	文書2 文書4	46枚目ないし48枚目のそれぞれ一部	自衛隊の装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
12	文書2 文書4	53枚目の一部	自衛隊の編成及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
13	文書2 文書4	54枚目及び55枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用及び装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察さ

			れ、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 4	文書2 文書4	5 6 枚目の一部	自衛隊の運用及び装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力及び装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 5	文書2 文書4	6 0 枚目の一部	自衛隊の編成及び装備品に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。